

「指定就労移行支援 重要事項説明書」

あなたに対する就労移行支援サービス提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次の通りです。

1. サービスを提供する事業者

名 称	社会福祉法人 泉会
所在地	東京都世田谷区岡本2-33-23
電話番号	03-3417-3451
代表者氏名	理事長 佐分利 正彦
設立年月	昭和32年11月 4日

2. 利用施設

事業所の種類	指定就労移行支援 事業所 平成22年 4月 1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	泉の家 (1311200024)
事業所の所在地	東京都世田谷区岡本2-33-23
連絡先	電話番号 03-3417-3451 F A X 03-3417-3463
管理者	保坂 俊晴
サービス管理責任者	保坂 俊晴
サービスの実施地域	世田谷区
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者
定 員	6名
開設年月日	昭和35年 9月 1日

3. サービスの目的・運営方針

目 的	通所による就労や生産活動の機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練・その他の便宜を適切かつ効果的に行い、また、求職活動に関する支援、適正に応じた職場開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等、一般就労等への移行に向けた支援をします。
運営方針	関係法令を遵守し、他の社会資源との連携を図った適正且つきめの細かな就労移行支援のサービスを提供します。

4. サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建物	構造	RC造鉄筋コンクリート3階建
	敷地面積	992.49㎡
	延べ床面積	988.82㎡

(2) 主な設備

	部屋数	備考
喫茶	1F1室	就労移行支援事業活動場所
喫茶用厨房	1F1室	
就労移行準備室	1F1室	移行支援に必要な研修等の実施場所
食堂	3F1室	カフェテリア方式
多目的室	2F1室	生活介護事業活動場所兼用
相談室	2F1室	
保健室	2F1室	静養室兼用・処置台・血圧計・体重計設置
更衣室	2F2室	男性用1 女性用1
その他	各階	男性用トイレ・女性用トイレ・身障者用トイレ・多目的トイレ

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し以上の施設・設備を設置しています。

5. サービス提供職員の設置状況（就労移行支援事業のみ）

職種	員数	常勤		非常勤		常勤換算	備考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1				
サービス管理責任者	1		1				管理者が兼務
職業指導員	1		1			0.5	
生活支援員	1		1			0.5	
就労支援員	1		1			0.5	
栄養士	1				1		

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

(ア) 各職種の勤務体系

職種	勤務体系
管理者(サービス管理責任者兼務)	常勤職員の勤務時間帯(8:30~17:30)
職業指導員・生活支援員 就労支援員	
栄養士	

(イ) 営業日とサービス提供時間

営業日：月曜日～金曜日（土・日及び冬季休暇 12月29日～1月4日の間は休業）

営業時間：9：30～16：00まで

6. サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のための必要な訓練を行います。またその他の便宜を適切かつ効果的に行います。
生産活動	生産活動の機会を提供します。 喫茶店の営業 〈工賃の支払〉 上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を工賃として、生産活動に従事している利用者に支払います。
日中活動	生産活動の機会ばかりではなく、事業計画に沿った日中活動を行います。
実習及び求職活動等の支援	公共職業安定所、障害者就労・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習の実施や、求職活動の支援の実施、職場定着の為の支援を行います。
施設外支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。
健康管理	毎日の検温や定期的な血圧・体重測定 投薬その他必要な管理、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
食事サービス	希望により食事の提供をします。 食事時間（基本） 昼食 12:00～13:00 ※交替制にて食事提供をします。また、年に数回、利用者の嗜好を盛り込んだ給食を提供します。	650円 ※食事提供体制加算対象者は、230円 ※原材料費相当額
日中活動等	日中活動を行う上でかかる費用で、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。 ①日用品費 ②保健衛生費 ③教養娯楽費	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等及びについて、利用者または家族が行うことが困難な場合、利用者の同意をえて代行します。	0円
その他	・ サービス提供記録等の複写代 ・ 証明書諸書類の発行代 ・ 職場体験実習の際、実習手当金の支給があります。（※詳細は、職員におたずね下さい）	1枚10円 0円

〈サービスの概要〉

全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。本事業所のサービス管理責任者が作成し、利用者の同意をいただきます。尚「個別支援計画」の写しは利用者に交付いたします。

7. 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち9割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市区町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の1割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または

利用者負担額といえます)

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「6. サービス提供の内容(2) 訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の3営業日前の午前中までに当事業所までお申し出ください。

尚、サービス利用日の3営業日前の午前中までに申し出のない場合は、キャンセル料を頂きます。

キャンセル料(食費の実費相当額) 1日あたり	650円
------------------------	------

(4) 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の料金は1ヶ月ごとに計算し、請求書を発行しますので、当月の利用料金の合計金額を、翌月25日前後に振込み、及び現金にてお支払いください。

8. 利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後5年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、午前9:00~午後17:00です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそつた対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や区市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意(「個人情報使用同意書」による)に基づき情報提供を致します。

9. 損害賠償保険への加入

本事業者は、下記の損害賠償保険に加入しております。

保険会社名	株式会社 福祉保険サービス
保険名	全国社会福祉協議会 「しせつの損害補償」
補償の概要	・施設通所時における傷害事故補償 ・就労体験実習時における傷害事故補償(※) ※補償の対象にならないケースもございますので、詳細はサービス管理責任者へお問い合わせ下さい。

10. 緊急時の対応

利用者の病状急変等の緊急時には、速やかに医療機関への連絡等を行います。

利用者のかかりつけ医療機関	医療機関名： 診療科： 主治医： 所在地： 電話番号：
緊急連絡先①	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：
緊急連絡先②	住所： 電話番号： 氏名： 続柄：

11. 要望・苦情等申立先に関する相談窓口、及び虐待防止対応等について

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所 利用相談窓口	窓口担当者 総務課次長 川島 直子 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～ 17:00 苦情受付責任者 管理者 保坂 俊晴
世田谷区保健福祉サービス苦情審査事務局	所在地：世田谷区世田谷4-22-33 電話番号：03-5432-1111（代）
東京都社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会	所在地：千代田区神田駿河台1-8 東京YMCA会館3階 電話番号：03-5283-7020 F A X：03-5283-6997

(2) 虐待防止対応受付・通報先

当事業所 虐待防止対応受付	虐待防止対応責任者 管理者 保坂 俊晴 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9:00～ 17:00
世田谷区世田谷総合支所 保健福祉課	所在地：世田谷区世田谷4-22-33 電話：5432-2865 F A X：5432-3049

世田谷区北沢総合支所 保健福祉課	所在地：世田谷区松原6-3-5 電話：3323-1734 FAX：3323-9925
世田谷区玉川総合支所 保健福祉課	所在地：世田谷区等々力3-4-1 電話：3702-2092 FAX：5707-2661
世田谷区砧総合支所 保健福祉課	所在地：世田谷区成城-2-1 電話：3482-8198 FAX：3482-1796
世田谷区烏山総合支所 保健福祉課	所在地：世田谷区南烏山6-22-14 電話：3326-6115 FAX：3326-6154
世田谷区障害者夜間・休日 虐待通報ダイヤル	土・日曜日、祝日、年末年始（終日受付）及び夜間（午後5時～翌朝午前8時30分まで） 電話：5432-1033 FAX：3410-0368

12. 協力医療機関

医療機関の名称	公益財団法人 日産厚生会 玉川病院	
医院長名	和田 義明	
所在地	東京都世田谷区瀬田4-8-1	
電話番号	03-3700-1151	
診療科	内科、東洋医学科、小児科、消化器外科・循環器科、消化器科、呼吸器科、糖尿病代謝科、膠原病・リュウマチ科、一般外科、整形外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、脳神経内科、放射線科、麻酔科、透析科、健診科、歯科	入院設備
		有

上記の他、各専門医に協力依頼しております。

13. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
平常時の訓練	別途に定める、消防計画書に則り、年2回以上、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・誘導灯 有 ・消火器 有 ・スプリンクラー 有 ・煙、熱感知器 有 ※カーテン等は防災性能のある物を使用しています。

	※震災に備えての備蓄（食料・飲料水3日分）等有り。
消防計画	消防署への届出日：平成26年 4月 防火管理者：河村 律子

14. 当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
損害保険の加入	施設の損害賠償保険では認定されない事案も出てきています。施設外でも保険対象になりますので、個人での保険加入をお勧めします。
喫煙	全館禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理の難しい利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いします。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

平成 年 月 日

指定障害者福祉サービス就労移行支援 泉の家のサービス提供及び利用の開始に
際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名：社会福祉法人 泉会 泉の家
説明者職名： 氏 名： 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定障害福祉サービス就労移行支援 泉の家の
サービス提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

利用者住所：
氏 名： 印

代理人住所：
氏 名： 印

続 柄：